

# 可決された案件

## (要旨)

### ○:全員賛成

◎福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例

◎福生市情報公開条例の一部を改正する条例

◎福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例

◎福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

◎福生市教育委員会委員の任命について

◎平成一九年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

◎平成一九年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

◎平成一九年度福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

◎平成一九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

◎平成一九年度福生市国庫負担金等の支拂い、通常郵便貯金は銀行への預金に含まれ、証券取引法及び郵政民営化法等の施行に伴い、通常郵便貯金は銀

行への預金に含まれることになったため規定を整備するもの。申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

◎東京都市収益事業組合規約の変更について

◎平成一九年度福生市介護保険特別会計補正予算(第一号)

◎平成一九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

◎平成一九年度福生市会計決算認定について

◎議会日誌

議会日誌

議会日誌

金銭信託は有価証券に含まれることになったため規定を整備するもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

老人保健拠出金の確定等による追加、介護給付費納付金確定等による減額で、一四四七万四〇〇円を追加し、総額五六億八四〇六万二〇〇〇円とするもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

年一二月三一日をもつて契約を解除したい旨の申し出があり、本八童遊園を廃止するため、条項から削除するもの。

◎福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議会議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

ふっさつ子の広場開設に伴い、ふっさつ子の広場機関議員を日額八五〇〇円に、ふっさつ子の広場嘱託員として統括指導員の報酬を月額一七万円に、指導員を月額一五万八八〇〇円として新設するため、条例改正するもの。

議会運営委員会議長会議で廃止されたが、地元議員は「後世に借金を残さない一方針も堅持し、協働の観点からも賛成する」。

議会運営委員会議長会議で廃止されたが、地元議員は「後世に借金を残さない一方針も堅持し、協働の観点からも賛成する」。